



## 一、最新中国法令

### ● [关于简化税务行政许可事项办理程序的公告](#)

【发布单位】国家税务总局  
 【发布文号】国家税务总局公告 2017 年第 21 号  
 【发布日期】2017-05-23  
 【实施日期】2017-07-01  
 【内容提要】该公告明确：

<b>简化受理文书</b>
对能够当即办理的税务行政许可事项，直接出具和送达《准予税务行政许可决定书》，不再出具《税务行政许可受理通知书》。
<b>提供代办转报、代为送达文书服务</b>
税务行政许可实施机关与申请人不在同一县（市、区、旗）的，申请人可选择由其主管税务机关代为转报申请材料、代为送达许可文书。
<b>咨询服务可预约</b>
税务行政许可实施机关通过官方网站、电子邮箱或移动办税平台等咨询服务预约渠道，对税务行政许可事项相关问题的咨询实现 24 小时可预约。

【法令全文】请点击以下网址查看：  
[http://www.tax.sh.gov.cn/pub/xxgk/zcfg/zhsszc/201706/t20170607\\_432495.html](http://www.tax.sh.gov.cn/pub/xxgk/zcfg/zhsszc/201706/t20170607_432495.html)

### ● [关于扎实推动国有企业党建工作要求写入公司章程的通知](#)

【发布单位】中共中央组织部、国务院国有资产监督管理委员会党委  
 【发布文号】组通字〔2017〕11 号  
 【发布日期】2017-03-15  
 【内容提要】该通知提出：

<b>国有独资、全资和国有资本绝对控股企业要将党建工作要求写入公司章程</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>要根据党章、公司法和中央有关规定，在公司章程中明确党建工作总体要求，写明党组织的设置形式、地位作用、职责权限，写明党务工作机构及人员配备、党建工作经费保障等内容和要求，明确党委（党组）研究讨论企业重大问题的运行机制。一般应就党组织单设一章。</li> <li>党组织将提出公司章程修改<b>指导</b>文本。</li> </ul>
<b>推进国有资本相对控股的混合所有制企业章程修改工作</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>防止简单化、一刀切。要注意听取其他股东包括机构投资者的意见。</li> <li>党组织可推荐公司章程修改<b>参考</b>范本。</li> </ul>

## 一、最新中国法令

### ● [税务行政许可事项取扱手続き簡略化に関する公告](#)

【発布機関】国家税務総局  
 【発布番号】国家税務総局公告 2017 年第 21 号  
 【発布日】2017-05-23  
 【実施日】2017-07-01  
 【概要】本公告では以下の通り明確にしている。

<b>受理書類を簡略化する</b>
すぐに結了可能な税务行政许可事項については、「税务行政许可決定書」を直接発行し送付するようにし、「税务行政许可受理通知書」は発行しない。
<b>書類の取り次ぎ、送付代行サービスを提供する</b>
税务行政许可実施機関が申請者とは異なる県（市、区、旗（内モンゴル自治区行政区画の名称。県に相当する））にある場合、申請者は自己の主管税務機関による申請書類の取り次ぎ、許可文書の送付代行を選択することができる。
<b>相談サービスが予約可能となる</b>
税务行政许可実施機関は公式サイト、電子メール又は税务事項取扱モバイルプラットフォームなどの相談サービスの予約受付窓口を通じて、税务行政许可事項に関する相談を 24 時間予約可能にする。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。  
[http://www.tax.sh.gov.cn/pub/xxgk/zcfg/zhsszc/201706/t20170607\\_432495.html](http://www.tax.sh.gov.cn/pub/xxgk/zcfg/zhsszc/201706/t20170607_432495.html)

### ● [党建建設作業要求を国有企業の会社定款に記載する制度を着実に推進することに関する通知](#)

【発布機関】中国共産党中央委員会組織部、國務院国有資産監督管理委員会党委員会  
 【発布番号】組通字〔2017〕11 号  
 【発布日】2017-03-15  
 【概要】本通知では以下の通り提起している。

<b>国有独资、国有全額出資、国有資本絶対持株支配の企業は党建建設作業要求を会社定款に記載しなければならない</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>党規約、会社法及び中央政府の關係規定に基づき、会社定款において党建建設作業の全体要求を明確にし、党組織の設置形式、地位・役割、職責権限を明記し、党务作業機関及び人員配置、党建建設作業経費保障などの内容と要求を明記し、党委員会（党組織）で企業の重大事項を研究討議するための運営体制を明確にしなければならない。一般的には党組織に関する章を個別に設けなければならない。</li> <li>党組織は会社定款の修正<b>指導</b>文書を提出する。</li> </ul>
<b>国有資本が相対的に持分を支配する混合所有制企業の定款修正作業を推進する</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>簡素化、画一化を防止する。機関投資家を含む他の株主の意見を注意して聞き取る。</li> <li>党組織は会社定款修正の<b>参考</b>見本を推奨することができる。</li> </ul>

【備 注】根据该通知，中外合资经营企业（特别是中方拥有控股权的）将可能面临上述章程修改问题。

【法令全文】请点击以下网址查看：  
<http://www.xtsgzw.gov.cn/html/MjAxNzUxNzEwMzYyNw==.htm>

● 关于金融机构报送银行卡境外交易信息的通知

【发布单位】国家外汇管理局  
【发布文号】汇发〔2017〕15号  
【发布日期】2017-05-26  
【实施日期】2017-05-26  
【内容提要】自2017年09月01日起，境内发卡金融机构向外汇局报送境内银行卡在境外发生的全部提现和单笔等值1000元人民币以上的消费交易信息。

【法令全文】请点击以下网址查看：  
<http://www.safe.gov.cn/...>

● 关于创新驱动发展巩固提升实体经济能级的若干意见（上海）

【发布单位】上海市人民政府  
【发布文号】沪府发〔2017〕36号  
【发布日期】2017-05-27  
【内容提要】该意见提出：

<b>创新政府管理方式</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>最大限度缩减自贸试验区外商投资负面清单，推进电信、维修、航运服务等领域对外开放。对市场准入负面清单和外商投资准入特别管理措施以外的行业、领域、业务等，各类市场主体皆可依法平等进入。</li><li>放宽新兴行业企业登记条件，探索企业登记住所、名称、经营范围登记改革，推行全程电子化登记和电子营业执照改革试点。</li></ul>
<b>提高利用外资的质量和效益</b>
鼓励外商投资投向先进制造业和现代服务业，实施产业转型升级和技术改造。鼓励跨国公司设立地区总部和采购中心、营运中心、结算中心等。
<b>降低实体经济企业成本</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>降低企业用地成本。</li><li>平稳适度调整最低工资标准，适当降低企业社保缴费比例。</li></ul>

【法令全文】请点击以下网址查看：  
<http://www.shanghai.gov.cn/nw2/nw2314/nw2319/nw12344/u26aw52650.html>

【備考】本通知により、中外合弁経営企業（特に中国側が持分支配権を有する場合）は上述の定款の修正という問題に直面することが見込まれる。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。  
<http://www.xtsgzw.gov.cn/html/MjAxNzUxNzEwMzYyNw==.htm>

● 金融機関による銀行カードの海外取引情報報告に関する通知

【発布機関】国家外貨管理局  
【発布番号】匯発〔2017〕15号  
【発布日】2017-05-26  
【実施日】2017-05-26  
【概要】2017年9月1日から、国内の銀行カードの発行元である金融機関は、国内銀行カードの国外で発生した全ての現金引き出し及び1回あたりの金額が1000円以上の消費取引情報を外貨管理局に報告する。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。  
<http://www.safe.gov.cn/...>

● 革新志向の発展により实体经济能力水準を着実に引き上げることに関する若干意见（上海）

【発布機関】上海市人民政府  
【発布番号】滬府発〔2017〕36号  
【発布日】2017-05-27  
【概要】本意見では以下の通り提起している。

<b>政府管理方式を革新する</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>自由貿易試験区の外資投資ネガティブリストを最大限削減し、電気通信、補修、水上運輸サービスなどの分野における対外開放を推進する。市場参入ネガティブリストと外資投資参入特別管理措置が適用されない業種、分野、業務などについては各種の市場主体はいずれも法に依拠し平等に市場に参入できる。</li><li>新興業種の企業登記条件を緩和し、企業登記住所、名称、経営範囲の登記改革を模索し、登記の完全電子化と営業許可証電子化改革の試行を推進する。</li></ul>
<b>外資活用の質と効果を向上させる</b>
外国投資家が先端製造業と現代サービス業に投資することを奨励し、産業の構造転換・高度化と技術改良を実施する。多国籍会社による地区本部と調達センター、運営センター、決済センターなどの設立を奨励する。
<b>实体经济の企業コストを削減する</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>企業の土地使用コストを削減する。</li><li>最低賃金基準を安定的かつ適度に調整し、企業の社会保険負担率を適度に引き下げる。</li></ul>

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。  
<http://www.shanghai.gov.cn/nw2/nw2314/nw2319/nw12344/u26aw52650.html>

● [关于统一 2017 年度各项社会保险缴费工资基数和缴费金额的通知（北京）](#)

【发布单位】北京市社会保险基金管理中心  
【发布文号】京社保发〔2017〕12号  
【发布日期】2017-06-01  
【法令全文】请点击以下网址查看：  
<http://zhengce.beijing.gov.cn/library/192/33/50/438650/233591/index.html>

● [关于扩大对外开放积极利用外资的实施意见（浙江）](#)

【发布单位】浙江省人民政府  
【发布日期】2017-06-04  
【内容提要】浙江省根据《[国务院关于扩大对外开放积极利用外资若干措施的通知](#)》，结合浙江实际情况，提出若干意见。其中包括：

- 允许各地在法定权限范围内出台招商引资优惠政策。对浙江省就业、经济发展、技术创新贡献大的项目，可采取“一事一议”、“一企一策”等措施，在财政、土地、税收、人才等方面给予支持。
- 对世界 500 强企业和境外行业龙头企业等来浙江设立地区总部、采购中心、财务管理中心、结算中心等功能性机构，可“一事一议”制定具体支持举措。
- 鼓励外商投资企业参与特色小镇规划建设和运营管理。

【法令全文】请点击以下网址查看：  
[http://www.zj.gov.cn/art/2017/6/9/art\\_32431\\_293097.html](http://www.zj.gov.cn/art/2017/6/9/art_32431_293097.html)

【注】

- 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容或需要相关日文翻译服务，请与我们联系；
- 本栏目所公布的网址通常为官方网址，如果无法访问，您可以通过搜索引擎查阅或与我们联系。

## 二、里兆解读

● [2017 年度の各社会保険料納付の賃金基数と納付金額を統一することに関する通知（北京）](#)

【発布機関】北京市社会保険基金管理センター  
【発布番号】京社保発〔2017〕12号  
【発布日】2017-06-01  
【法令全文】下記の URL をクリックしてください。  
<http://zhengce.beijing.gov.cn/library/192/33/50/438650/233591/index.html>

● [対外開放を拡大し外資を積極的に活用することに関する実施意見（浙江）](#)

【発布機関】浙江省人民政府  
【発布日】2017-06-04  
【概要】浙江省は「[対外開放を拡大し外資を積極的に活用することに関する若干措置の国务院による通知](#)」に基づき、浙江省の実情を踏まえ、いくつかの措置を打ち出しており、具体的には以下のものが含まれる。

- 各地政府が法定の権限範囲内において企業誘致・資本導入の優遇政策を出すことを認める。浙江省の就業、経済発展、技術革新に大きく寄与する事業については、「個別案件に応じた対応」、「企業ごとに異なる政策」などの措置を講じ、財政、土地、税収、人材などの方面で支援することができる。
- 世界 500 強企業及び海外の業界大手などが浙江省に地区本部、調達センター、財務管理センター、決済センターなどの機能型機構を設立する場合、「個別案件に応じた対応」により具体的支援措置を制定することができる。
- 外商投資企業が特色ある小さな町の計画建設と運営管理に参加することを奨励する。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。  
[http://www.zj.gov.cn/art/2017/6/9/art\\_32431\\_293097.html](http://www.zj.gov.cn/art/2017/6/9/art_32431_293097.html)

【注】

- 法令・政策の全文の内容や相応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご連絡ください。
- ご案内する URL は政府筋の公式サイトですが、リンクできない場合は、検索エンジンで検索いただくか、私共にご連絡いただければと思います。

## 二、里兆解説

● 外国人来华工作就业许可制度的新变化 Q&A (连载之一/共二篇)

国家外国专家局发布《外国人来华工作许可制度试点实施方案》之后，又于2017年03月29日发布了《国家外国专家局关于印发外国人来华工作许可服务指南（暂行）的通知》，于2017年03月28日联合人力资源社会保障部、外交部以及公安部发布了《关于全面实施外国人来华工作许可制度的通知》，此外，人力资源和社会保障部亦于2017年03月13日对《外国人在中国就业管理规定》做出了修订。以上一系列新规定的颁布及修改，对原试点方案中关于外国人来华工作许可制度的规定做出了一些变更，从而对外国人在办理工作许可证方面也产生了一定的影响，因此，我们把一些新变化的内容，以及平时较为常见的问题予以整理、汇总如下，供参考。（因为新制度刚刚在全国范围内实施，涉及全国各个地方的政策口径，不一而足，因此，本文暂以作为新制度先行试点的上海地区的有关政策口径为参考标准）。

**Q1：目前是否只能办理新证？**

**A：**

是的。2017年04月01日之后上海市就只能办理新证了，相关部门不再对外签发旧证。

**Q2：目前是否还能办理旧证的延期？**

**A：**

不能了。2017年04月01日全面实施新制度后，只能到上海市的相关部门申请或换领新证，不能再办理旧证的延期了。

**Q3：新证的有效期限是多久？**

**A：**

以A类人员标准办理的新证一般有3-5年的有效期，以B类人员标准办理的新证一般有1-2年的有效期，但，需要注意的是，应保证就业许可证的期限在劳动合同的有效期限内。

**Q4：在办理新证的程序上，有什么新变化？**

**A：**

在办理新证的程序上，更加便捷高效了，具体来讲：

1. 设立了“外国人来华工作管理服务系统”，用人单位可在网上注册账号，并上传电子材料，申

● 外国人の中国在留就労許可制度の新たな変更事項に関する Q&A (連載の一/全二回)

国家外国专家局は、「外国人の中国在留就労許可制度試行実施方案」を公布した後、2017年3月29日に「外国人の中国在留就労許可サービスガイドライン（暫定）の印刷・配布に関する国家外国専門局による通知」を公布し、2017年3月28日には人的資源社会保障部、外交部及び公安部と共同で、「外国人の中国在留就労許可制度の全面的実施に関する通知」を公布した。また、人的資源社会保障部も、2017年3月13日に、「外国人の中国における就業管理規定」を改正した。上記の一連の新規定の公布及び修正が行われたことで、従来の試行方案における外国人の中国在留就労許可制度に関する規定に一定の変更が生じ、外国人の就労許可証の取得手続きにおいても一定の影響を受けることになる。従って、本稿では、新たな変更事項の詳細、及びよくある質問の一部を以下の通り整理し、まとめた。（新制度は全国範囲で実施されたばかりであるため、全国の各地方政府による政策実施の匙加減に係わってくるものでもあり、これらをひとつ残らず紹介することはできないため、本稿ではひとまず、新制度を率先して試行している上海地区での政策実施の匙加減を参考基準とする）。

**Q1：現在は、新証書の手続きしかできなくなっているのか？**

**A：**

その通りである。2017年4月1日以降、上海市では新証書の手続きしかできず、旧証書はすでに発給されていない。

**Q2：旧証書の延長手続きは今でも行うことは可能なのか？**

**A：**

できなくなった。2017年4月1日に新制度が全面的に実施された後、上海市の関係部門では新証書の新たな申請か又は新証書への切替え手続きしか行えず、旧証書の延長手続きはできなくなった。

**Q3：新証書の有効期限はいつまでなのか？**

**A：**

A類外国人の基準で発給される新証書の有効期間は3-5年であり、B類外国人の基準で発給される新証書の有効期間は、1-2年である。但し、就業許可証の有効期間は、労働契約の有効期間内であればならない。

**Q4：新証書の取得手続きには、どのような変化があるのか？**

**A：**

新証書は取得手続き上、従来よりも簡単且つ迅速で、効率よく行えるものとなった。具体的には、以下の通りである。

1. 「外国人中国在留就労管理サービスシステム」を構築し、使用者は、インターネットでアカウントを登録

请预审；

2. 预审通过后，再到有关部门现场提交纸质材料（办理 A 证的外国人无需提交纸质材料），申请《外国人工作许可通知》；
3. 办理出《外国人工作许可通知》及“Z 字签证”后，可在网上申请《外国人工作许可证》，并到有关部门现场提交纸质材料（入选国内相关人才计划的外国人无需提交纸质材料）；
4. 审核通过后，到现场领取《外国人工作许可证》即可。

以上办理新证的程序中，相对来说，对办理 A 证的人员，材料的审核期较短，办理程序要更为便捷一些。

#### Q5：“Z 字签证”与“职业签证”有什么区别？

A:

两者属于同一概念，只是叫法不同，但之后均统一称为“Z 字签证”。2017 年 03 月 13 日，人力资源社会保障部发布了《关于修改〈外国人在中国就业管理规定〉的决定》，将《外国人在中国就业管理规定》第八条、第十条中的“职业签证”修改为了“Z 字签证”，与《外国人入境出境管理条例》中规定的签证类型保持了一致。

#### Q6：应去什么地方申领“Z 字签证”，需要提交什么材料，多久可以领到？

A:

外国人应到中国驻其本国的使领馆申领“Z 字签证”，一般需要提交《外国人工作许可通知》、本人本国有效护照或能代替护照的证件等材料，4 个工作日左右即可领取，但具体应以办理“Z 字签证”使领馆的具体要求为准。

#### Q7：办理出新证后，若要变更工作单位，怎么办？

A:

应先行注销原有的工作许可证，之后直接在中国境内申请《外国人工作许可通知》和《外国人工作许可证》即可，无需再出境，但需要保证工作岗位（职业）未变动，且工作类居留许可在有效期内。

#### Q8：如何判断自己属于 A、B、C 中的哪一类人员？

A:

相对来讲，C 类人员多是国家实行配额管理的临时性、季节性、非技术性或服务性的人员，特征较为

明显，且电子版资料进行上传，假审查可以申请。

2. 假审查通过后，相关部门书面资料，其时提出（A 证书的取得手续进行外国人，书面资料提出必要はない）、「外国人就労許可通知」を申請する。
3. 「外国人就労許可通知」及び「Z ビザ」を取得した後、オンラインで「外国人就労許可証」を申請し、且つ関連部門にて書面資料をその場で提出することができる。（国内人材登用計画において選ばれた外国人材は、書面資料を提出する必要はない）。
4. 審査を通過した後、その場で「外国人就労許可証」を受領すればよい。

上記の新証書の取得手続きにおいて、相対的に見てみると、A 証書の取得を申請する外国人は、その資料の審査期間が相対的に短く、手続きをこれまでよりもスピーディーに行うことができる。

#### Q5：「Z ビザ」と「就労ビザ」とは、どのような違いがあるのか？

A:

両者は同一の概念であり、呼び方が異なるだけであるのだが、後からいずれも「Z ビザ」と統一して呼ばれるようになった。2017 年 3 月 13 日に、人的資源社会保障部は、「『外国人の中国における就業管理規定』の改正に関する決定」を公布し、「外国人の中国における就業管理規定」第八条、第十条での「就労ビザ」を「Z ビザ」に改め、「外国人出入国管理条例」に定めるビザの種類と整合性がとれるようにした。

#### Q6：「Z ビザ」の申請場所、提出する必要のある書類、所要期間

A:

外国人は、その本国にある中国大使館・領事館にて「Z ビザ」を申請することになり、通常、「外国人就労許可通知」、本人の本国の有効なパスポート又はパスポートに代わる証明証等の書類を提出しなければならない。4 業務日程度で受け取ることができるが、具体的には、「Z ビザ」手続きを取り扱う大使館・領事館の具体的な要求に準じる。

#### Q7：新証書の取得後に就業先を変更する必要がある場合、どうすればよいのか？

A:

まず元の就労許可証を抹消した後、直接に中国国内で「外国人就労許可通知」及び「外国人就労許可証」を申請すればよく、再出国の必要はないが、その職位（職業）に変更がなく、且つ就労類居留許可に残存期間があるようにしなければならない。

#### Q8：自分が A、B、C のどの分類に該当するのかを判断する方法は？

A:

相対的に見た場合、C 類に該当する外国人は、国の該当管理対象となる一時的、季節的、非技術的、又はサ

明显, 比较容易判断。而判断 A 类和 B 类人员时, 较为直接可行的办法则是依照计点积分制的“积分要素计分赋值表”, 计算自己的积分, 积分在 85 分以上(含 85 分)的, 则属于 A 类人员, 积分在 60 分以上(含 60 分)、不满 85 分的, 则属于 B 类人员。其他具体的判断条件和标准可参照以下规定:

1. A 类人员多指外国高端人才, 主要包括:
  - 1) 入选国内人才引进计划的外国人才;
  - 2) 符合国际公认的专业成就认定标准的外国人才;
  - 3) 符合市场导向的鼓励类岗位需求的外国人才(包括平均工资收入不低于本地区上年度社会平均工资收入 6 倍的外籍人才等);
  - 4) 创新创业人才(包括列入省级有关部门制定的创新企业清单或科创职业清单的单位聘请的具有高级管理或技术职务的人员等);
  - 5) 优秀青年人才(即: 40 岁以下在国<境>外高水平大学或中国境内高校从事博士后研究的青年人才);
  - 6) 计点积分在 85 分以上的外国人才。
2. B 类人员多指外国专业人才, 主要包括:
  - 1) 具有学士及以上学位和 2 年及以上相关工作经验的外国专业人才, 符合以下条款规定之一的:
    - 在教育、科研、新闻、出版、文化、艺术、卫生、体育等特殊领域从事科研、教学、管理等工作的管理人员或专业技术人员;
    - 执行中外政府间协议、国际组织间协议、中外经贸和工程技术合同的人员, 对国际知名学术机构和科教类国际组织派遣的人员按照政府间交流合作协议条款相应放款年龄要求;
    - 国际组织驻华代表机构聘任人员和境外专家组织驻华机构代表;
    - 跨国公司派遣的中层以上雇员、外国企业常驻中国代表机构的首席代表和代表;
    - 各类企业、事业单位、社会组织等聘用的外国管理人员或专业技术人员;
  - 2) 持有国际通用职业技能资格证书或急需紧缺的技能型人才;
  - 3) 外国语言教学人员;
  - 4) 平均工资收入不低于本地区上年度社会平

一工资分野の者であるため、その特徴もはっきりとしており、判断しやすい。一方、A 類と B 類に該当する者を判断する際に、直接的に実行可能な方法は、ポイント制における「採点項目・配点表」に照らし、自己のポイントを合算してみることであり、ポイントが 85 点以上であれば A 類に該当し、60 点以上 85 点未満であれば B 類に該当する。その他の具体的な判断材料及び基準は、以下の規定を参照できる。

1. A 類の外国人は、多くが外国高度人材を指すが、主に以下の者が含まれる。
  - 1) 国内人材登用計画において選ばれた外国人材。
  - 2) 専門分野での国際的に公認の実績認定基準を満たす外国人材。
  - 3) 市場指向に適合する奨励類の職位において必要とされる外国人材(平均給与収入が本地区の前年度の社会平均給与収入の 6 倍を下回らない外国籍人材を含む)。
  - 4) イノベーション・起業人材(省級の関係部門が制定するイノベーション企業リスト又は技術革新職業リストに組み入れられている組織が招聘する高級管理又は技術の職務を有する者を含む)。
  - 5) 有能な青年人材(40 歳以下の国(域)外のハイレベルな大学又は中国域内の大学で博士研究員として研究に従事している青年人材を含む)。
  - 6) ポイントを合算し 85 点以上を取得している外国人材。
2. B 類の外国人は、通常、外国専門人材を指すが、主に以下の者が含まれる。
  - 1) 学士以上の学位及び 2 年以上の相応の職業経歴を有する外国専門人材で、以下の項目の何れか 1 つを満たす者。
    - 教育、科学研究、ニュース、出版、文化、芸術、衛生、スポーツなどの特定分野において科学研究、教育、マネジメントなどに従事する管理職又は専門技術者。
    - 中外両政府間の協定、国際組織間協定、中外経済貿易契約及びエンジニアリング技術契約を実行する者。但し、国際的に有名な学術機関と科学教育類の国際組織から派遣された者については、政府間交流提携協議書条項に従い、年齢制限を緩和する。
    - 国際組織の中国駐在員事務所の職員及び国外の専門家組織の中国駐在員事務所の代表者。
    - 多国籍会社が派遣する中間層以上の職員、外国企業の中国駐在員事務所の首席代表者及び代表者。
    - 各種の企業、事業組織、社会組織などで雇用される外国籍の管理職又は専門技術者。
  - 2) 国際的に通用する職業技能資格証書又は差し迫って必要とされており、ひどく不足している技能型人才。
  - 3) 外国語教員。
  - 4) 平均給与収入が本地区の前年度の社会平

均工资收入 4 倍的外籍人才；

5) 计点积分在 60 分以上的专业人才。

3. C 类人员多指外国普通人员，主要包括：

- 1) 符合现行外国人在中国工作管理规定的  
外国人员；
- 2) 从事临时性、短期性（不超过 90 日）工  
作的外国人员；
- 3) 实施配额制管理的人员，包括政府间协议  
来华实习的外国青年、符合规定条件的外  
国留学生和境外高校外籍毕业生、远洋捕  
捞等特殊领域工作的外国人等。

**Q9：按照新制度对 B 类人员的计点积分要求，不  
满 60 分怎么办？**

**A：**

1. 新制度全面实施后，对来华工作的外国人将实  
行“从严政策”，计点积分制度会被严格执行。  
原则上，对于不满 60 分的 B 类人员，是无法  
办理新证的。
2. 不过，据了解，目前上海地区可以尝试以下突  
破口：  
即：在上海地区、本单位缴纳个人所得税满人  
民币 12 万元/年度的外国人，可以尝试参照永  
久居留权的规定，直接被算作 A 类人员，不受  
年龄、学历等因素的限制。

由于篇幅限制，暂介绍以上内容。下期《里兆  
法律资讯》中，我们将继续介绍。

（里兆律师事务所 2017 年 06 月 09 日编写）

### 三、近期热点话题

※企业近期的关注话题（=律师近期的关注话题）

- [债权回收](#)
- [数据跨境传输新规对企业的影响](#)

均給与収入の 4 倍を下回らない外国籍人  
材。

5) ポイントを合算し 60 点以上を取得している専  
門人材。

3. C 類の外国人とは、通常、外国一般人材を指す  
が、主には以下の者が含まれる。

- 1) 現行の外国人中国在留就労管理規定に適  
合する外国人。
- 2) 臨時、短期（90 日を超えない）の業務を行う外  
国人。
- 3) 割当管理の実施対象となる外国人、これには  
政府間協定により中国に来て実習する外国青  
年、規定条件に適合する外国留学生と海外  
大学の外国籍の卒業生、遠洋漁業などの特  
別分野で勤務する外国人などが含まれる。

**Q9：新制度での B 類外国人に対するポイント要求に照  
らしてみても、もしも 60 点に達しないとうなるのか？**

**A：**

1. 新制度が全面的に実施された後、中国に渡航し  
就労する外国人に対しては「厳し目の政策」が実  
施されることになり、ポイント制は厳格に実施され  
ると考えられている。原則として、60 点未満の B 類外  
国人は、新証書を申請することができない。
2. しかしながら、情報筋によれば、現在、上海地区に  
おいて以下の対応方法を試みるとよい。  
上海地区で本企業において、個人所得稅納付額  
が年間 12 万元に達する外国人は、永久居留権  
の規定にならい、直接に A 類の者とみなされ、年齢  
や学歴などの制限は受けない。

紙面に限りがあることから、まずは以上の内容を紹介  
する。次回の「里兆法律情報」で引き続き紹介する。

（里兆法律事務所が 2017 年 6 月 9 日付で作成）

### 三、トピックス

※企業が最近注目している話題（=弁護士が最近注目  
している話題）

- [債權回收](#)
- [データのクロスボーダー伝送に関する新規則の企  
業に対する影響](#)